

○財務省告示第三百十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五條第十一項の規定に基づき、  
 平成十五年四月二十五日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年五月八日  
 財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	募入決定の	発行額	払込金額
利付国庫債券（二十年）（第六十 一回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項及び国債整理基金特別 會計法（明治三十九年法律第六 号）第五條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札発行を競争に付して行われる入 札の申込みのうち応募額の高い ものからその応募額を順次割り 当てる。	額面金額で七千九百八十九億 円、第一項の規定に基づき、 第十條第一項の整理基金特別會計 法第五條第一項の規定に基づき、 発行した利付国債の額面金額は、 千三百七十億九千七百七十六億八 千九百四十万円	額面金額で七千九百八十九億 円、第一項の整理基金特別會計 法第五條第一項の規定に基づき、 発行した利付国債の額面金額は、 千三百七十億九千七百七十六億八 千九百四十万円	七千九百四十億七千七十五万円

八 最低額面金 五万円

九 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

十 発行日 平成十五年四月二十五日

十一 発行価格 額面金額百円につき九十九円三

十二 利率 一年・〇パーセント

十三 経過利率 募入決定の通知を受けた者

十四 払込み 式により算出した金額を次の算

式により算出した金額を第二  
十号に規定する日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 10}{100} \times \frac{36}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される

ものとして振替口座簿中の口

座に記載又は記録されるもの

について、前記(一)の算式によ

り算出した金額から当該金額

に百分の二十を乗じた金額

(ただし、当該国債を発行時

に於いて取得する者が非居住

者又は外国人である場合、は、前記(一)の算式により算出し

十四 初期利子

平成十五年九月二十日を支払

と、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払

が銀行休業日に当たるときは、

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成十五年四月二十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十五年三月二十日	利子を支払う。前六月間に属する
					て、その日以、各支払期におい
					を、支払期とし、各支払期におい
					毎、年三月二十日及び九月二十日
					後第二期利子以

その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$